

知識は
力なり

My Adviser

(顧問弁護士)

まさつぐ法律事務所報

TEL 075-254-7889

FAX 075-256-7114

<http://www7.ocn.ne.jp/~masa24/>

〒604-0876 京都市中京区丸太町通烏丸東入
光り堂町 420 京都インペリアルビル 4 階



弁護士 政次 秀夫

ごあいさつ

ようやく夏の終わりを感ずるようになりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。
さて、今回は、相続・遺産分割にかかわる問題で、実務上しばしば行われる「相続分の譲渡」について考えたいと思います。

平成24年9月

弁護士 政次 秀夫
事務局 川端広美・井上はるみ

そうそくぶん しょうと 相続分の譲渡とは？

(問) 私は友人の借金を支払ってやり、代わりに友人が亡父から相続した遺産の相続分の譲渡を受けました。相続人は他にも3人いて、遺産分割の話合いが進んでいないのですが、私は家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることができますか。

(答え) 相続分の譲受人は、譲渡人に代わって、遺産分割の当事者になりますから、自ら家庭裁判所に対し、遺産分割調停を申し立てることができます。

もっとも、あなたがせつかく遺産分割調停申立てをしても、相続分譲受の時から一ヶ月以内であれば、他の共同相続人から、相続分取戻権の行使を受けることがあり得ます。遺産分割に第三者が介入すると分割が円滑に行われないうといった共同相続人の不利益を考慮して、民法は、共同相続人の一人がその相続分を第三者に譲渡したときは、他の共同相続人は、その価額及び費用を償還して、その相続分を譲り受けることができると規定しています(民法905条)

(右上へ)

相続分の譲渡には、法律上は何らの方式も必要とされていませんが、相続分取戻権との関係や、譲渡人が相続分を二重に譲渡する可能性があることから、債権譲渡の場合に準じて、内容証明郵便など確定日付のある証書で、譲渡人から他の共同相続人に対し、相続分譲渡の通知をしておいてもらうのがよいでしょう。

ですから、あなたは、まず、この通知をしてもらってから1か月経過した後、調停を申し立てるとよいでしょう。

(問) 現在、遺産分割調停中ですが、手続きにかかわるのが煩わしいです。何か良い方法はないでしょうか。

(答え) 相続分を譲渡する「第三者」には、共同相続人も含まれます。ですから、あなたの相続分を他の相続人に対し譲渡するという方法があります。そうすると、あなたには相続分がなくなり、遺産分割に関与する資格がなくなり、調停に出席する必要はなくなります。

★ 本書は無料でお送りしています。法律に悩んでいる人がいらっしゃれば、この内容を教えて頂いたり、また、その人を御紹介下さいませ。まさつぐ法律事務所ホームページには250問答を掲載しております。

誠に恐れ入りますが、次回からFAX送信を希望されない場合は、配信停止希望欄にチェックいただき、FAX番号をご記入の上ご返信いただけましたら幸いです。

配信停止
FAX

★ 「まさつぐ法律事務所の事務員たち」のブログ 随時更新中です。

(広告◎)